

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (平成25年法律第44号) について

国土交通省 都市局 市街地整備課
住宅局 市街地建築課

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)(第3次一括法)が平成25年6月7日に成立し、同年6月14日に公布された。

本法は、平成23年11月29日に閣議決定された「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」及び平成25年3月12日に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて(以下、「第4次見直し」という。))」を受け、関係法律の整備を行うものである。

都市再開発法においても、第4次見直し(下記抜粋参照)を受け、個人施行者による第一種市街地再開発事業の施行の認可等を政令により指定都市に移譲できるよう、下記のとおり条文が改正された(平成26年4月1日施行予定)。

なお、本改正を受け、今後都市再開発法施行令についても、第4次見直しに則した改正が予定されているため、併せて留意いただきたい。

<第4次見直し(抜粋)>

都市再開発法(昭44法38)

都道府県知事が処理している個人施行者又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに同事業に対する措置命令及び監督(7条の9第1項、11条1項から3項、50条の2第1項、72条1項、124条3項、124条の2、125条、125条の2)については、指定都市へ移譲する。

○都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)(抄)

改正後	改正前
<p>(技術的援助の請求)</p> <p>第二百二十九条 個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者又は組合を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、組合又は再開発会社は市町村長に対し、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ市街地再開発事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。</p> <p>(大都市等の特例)</p> <p>第三百三十七条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務(都道府県が施行する市街地再開発事業に係る事務を除く。)で政令で定める</p>	<p>(技術的援助の請求)</p> <p>第二百二十九条 個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者、組合又は再開発会社を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、組合又は再開発会社は市町村長に対し、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ市街地再開発事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。</p> <p>(大都市等の特例)</p> <p>第三百三十七条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務(都道府県が施行する市街地再開発事業及び第七条の九又は第十一条に係る</p>

ものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

事務を除く。）で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。